

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」 新旧対照表

新	旧
別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準	別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準
第1～2 (略)	第1～2 (略)
第3 二類感染症	第3 二類感染症
1～3 (略)	1～3 (略)
4 重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。) (1) 定義 <u>コロナウイルス科ベータコロナウイルス属のSARS (Severe Acute Respiratory Syndrome)</u> コロナウイルスの感染による急性呼吸器症候群である。 (2)～(4) (略)	4 重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る) (1) 定義 SARSコロナウイルスの感染による重症急性呼吸器症候群である。 (2)～(4) (略)
5 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。) (1) 定義 <u>コロナウイルス科ベータコロナウイルス属のMERS (Middle East Respiratory Syndrome)</u> コロナウイルスによる急性呼吸器症候群である。 (2) 臨床的特徴 <u>ヒトコブラクダがMERSコロナウイルスを保有しており、ヒトコブラクダとの濃厚接触が感染リスクであると考えられている。一方、家族間、感染対策が不十分な医療機関などにおける限定的なヒトヒト感染も報告されている。中東諸国を中心として発生がみられている。</u> <u>潜伏期間は2～14日（中央値は5日程度）。無症状例から急性呼吸窮迫症候群（ARDS）を来す重症例まである。典型的な病像は、発熱、咳嗽等から始まり、急速に肺炎を発症し、しばしば呼吸管理が必要となる。下痢などの消化器症状のほか、多臓器不全（特に腎不全）や敗血性ショックを伴う場合もある。高齢者及び糖尿病、腎不全などの基礎疾患を持つ者で</u>	(新規)

の重症化傾向がより高い。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から中東呼吸器症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも2つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも2つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 疑似症患者

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から中東呼吸器症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも1つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群の疑似症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

エ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当すること等から中東呼吸器症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも2つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当すること等から中東呼吸器症候群により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、剖検材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	

(4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない場合、中東呼吸器症候群への感染が疑われる所以、中東呼吸器症候群を鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内にWHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

イ 発熱を伴う急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内にWHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、中東呼吸器症候群であることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴があるもの

ウ 発熱又は急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内に、中東呼吸器症候群が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、中東呼吸器症候群が疑われる患者と同居していたもの又は中東呼吸器症候群が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れたもの

6 鳥インフルエンザ（H5N1）

(1)～(2) (略)

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者を診察した結果、症状や所見から鳥インフルエン

5 鳥インフルエンザ（H5N1）

(1)～(2) (略)

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者を診察した結果、症状や所見から鳥インフルエン

ザ（H5N1）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ（H5N1）と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が（2）の臨床的特徴を呈していないが、次の表に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ（H5N1）の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 疑似症患者

医師は、（2）の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者を診察した結果、症状や所見から鳥インフルエンザ（H5N1）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、H5亜型が検出された場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ザ（H5N1）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ（H5N1）と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	咽頭拭い液、肺胞洗浄液、剖検材料、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液
分離・同定による病原体の検出	鼻腔拭い液

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が（2）の臨床的特徴を呈していないが、次の表に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ（H5N1）の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	咽頭拭い液、肺胞洗浄液、剖検材料、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液
分離・同定による病原体の検出	鼻腔拭い液

ウ 疑似症患者

医師は、（2）の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者を診察した結果、症状や所見から鳥インフルエンザ（H5N1）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、H5亜型が検出された場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

エ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、鳥インフルエンザ(H5N1)が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ(H5N1)により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、鳥インフルエンザ(H5N1)により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、喀痰、 気道吸引液、肺胞洗浄液、剖検材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	

7 鳥インフルエンザ(H7N9)

(1) 定義

鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルスのヒトへの感染による急性疾患である。

検査方法	検査材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	咽頭拭い液、肺胞洗浄液、剖検材料、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液

エ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、鳥インフルエンザ(H5N1)が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ(H5N1)により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	咽頭拭い液、肺胞洗浄液、剖検材料、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液
分離・同定による病原体の検出	

オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、鳥インフルエンザ(H5N1)により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

(新規)

(2) 臨床的特徴

高熱と急性呼吸器症状を特徴とする。下気道症状を併発し、重症の肺炎が見られることがある。呼吸不全が進行した例ではびまん性のスリガラス様陰影が両肺に認められ、急速に急性呼吸窮迫症候群（ARDS）の症状を呈する。二次感染、脳症、横紋筋融解症に進展した報告がある。

発症から死亡までの中央値は11日（四分位範囲7～20日）であり、進行性の呼吸不全等による死亡が多い。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状がある者を診察した結果、症状や所見、渡航歴、接触歴等から鳥インフルエンザ（H7N9）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ（H7N9）と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ（H7N9）の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 疑似症患者

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者を診察した結果、症状や所見、渡航歴、接触歴等から鳥インフルエンザ（H7N9）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、H7亜型が検出された場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

エ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見、渡航歴、接触歴等から、鳥インフルエンザ（H7N9）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ（H7N9）に

より死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見、渡航歴、接触歴等から、鳥インフルエンザA(H7N9)により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、剖検材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	

第4 (略)

第5 四類感染症

1~20 (略)

21 デング熱

(1)~(2) (略)

(3) 届出基準

ア~エ (略)

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	血液
PCR法による病原体の遺伝子の検出	
非構造蛋白抗原(NS1)の検出	血清
IgM抗体の検出(ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意の上昇)	
中和試験又は赤血球凝集阻止法による抗体の検出(ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意の上昇)	

第4 (略)

第5 四類感染症

1~20 (略)

21 デング熱

(1)~(2) (略)

(3) 届出基準

ア~エ (略)

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	血液
PCR法による病原体の遺伝子の検出	
非構造蛋白抗原(NS1)の検出	血清
IgM抗体の検出	
中和試験又は赤血球凝集阻止法による抗体の検出(ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意の上昇)	

22 (略)

23 鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）を除く。）

(1)～(2) (略)

(3) 届出基準

ア～エ (略)

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、 咽頭拭い液、肺胞洗浄液、 剖検材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の 検出	
中和試験による抗体の検出	血清

24～43 (略)

第6 (略)

(削除)

第7 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 (略)

22 (略)

23 鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）を除く。）

(1)～(2) (略)

(3) 届出基準

ア～エ (略)

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	咽頭拭い液、肺胞洗浄 液、剖検材料、鼻腔吸 引液、鼻腔拭い液
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の 検出	
中和試験による抗体の検出	血清

24～43 (略)

第6 (略)

第7 指定感染症

第8 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 (略)

新	旧
別記様式 1 (略)	別記様式 1 (略)
別記様式 2-1～2-3 (略)	別記様式 2-1～2-3 (略)

別記様式2-4 重症呼吸器症候群（SARS）

別記様式2-4

重症急性呼吸器症候群（SARS）発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 印
(署名又は記名押印のこと)

受診する病院・診療所の名称
上記欄外：診療所の所在地(※)
電話番号(※) () -

(※病院・診療所に受診していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検査）した者（死体）の欄	
・患者（確定例）・無症状潜伏期患者・疑似症患者・感染症死亡者の死体・感染症死亡疑い者の死体	
2 当該患者名	3 性別 4 生年月日 5 診断時の年齢(歳は満月) 6 当該者職業
男・女 年 月 日	歳(か月)
7 当該患者住所	電話() -
8 当該患者所在地	電話() -
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入) 電話() -

診 療 方 法	11 症状 状 況 ・発熱 ・咳 ・全身倦怠感 ・筋肉痛 ・呼吸困難 ・下痢 ・肺炎 ・その他 状 況 ・なし	12 分離・同定による病原体の検出 検体：鼻咽頭拭い液・喀痰・尿・便・その他 () ・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体：鼻咽頭拭い液・喀痰・尿・便・その他 () ・ELISA法による血清抗体の検出(IgM・IgG) ・蛍光抗体法による血清抗体の検出(IgM・IgG) ・中和試験による血清抗体の検出 ・その他の方法 検体() 結果() ・陽性判定()	13 初診年月日 平成 年 月 日 14 診断（検査(O)）年月日 平成 年 月 日 15 感染したと推定される年月日 平成 年 月 日 16 発病年月日(※) 平成 年 月 日 17 死亡年月日(※) 平成 年 月 日	18 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路（確定・推定） 1 食事・飛沫感染（感染源の種類・状況： 2 緩口感染（飲食物の種類・状況： 3 接触感染（接触した人・物の種類・状況： 4 寄生物・蚊・虱虫等からの感染（寄生物・蚊・虱虫等の種類・状況： 5 鈎端の媒介などの摄入による感染（摄入物の種類・状況： 6 血液・血液製剤（献血・血液制剂の種類・使用年月・状況： 7 その他（ ②感染地域（確定・推定） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 詳細地図（ ） この欄出は診断後直ちに行つてください	19 その他感染症の主な症の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
------------------	--	--	--	---	---

(1, 3, 11, 12, 18欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13から17欄は年齢・年月日を記入すること。
(※)欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
11, 12欄は、該当するものすべてを記載すること。)

別記様式2-4 重症呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）

別記様式2-4

重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 印
(署名又は記名押印のこと)

受診する病院・診療所の名称
上記欄外：診療所の所在地(※)
電話番号(※) () -

(※病院・診療所に受診していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検査）した者（死体）の欄	
・患者（確定例）・無症状潜伏期患者・疑似症患者・感染症死亡者の死体・感染症死亡疑い者の死体	
2 当該患者名	3 性別 4 生年月日 5 診断時の年齢(歳は満月) 6 当該者職業
男・女 年 月 日	歳(か月)
7 当該患者住所	電話() -
8 当該患者所在地	電話() -
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入) 電話() -

診 療 方 法	11 症状 状 況 ・発熱 ・咳 ・全身倦怠感 ・筋肉痛 ・呼吸困難 ・下痢 ・肺炎 ・その他 状 況 ・なし	12 分離・同定による病原体の検出 検体：鼻咽頭拭い液・喀痰・尿・便・その他 () ・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体：鼻咽頭拭い液・喀痰・尿・便・その他 () ・ELISA法による血清抗体の検出(IgM・IgG) ・蛍光抗体法による血清抗体の検出(IgM・IgG) ・中和試験による血清抗体の検出 ・その他の方法 検体() 結果() ・陽性判定()	13 初診年月日 平成 年 月 日 14 診断（検査(O)）年月日 平成 年 月 日 15 感染したと推定される年月日 平成 年 月 日 16 発病年月日(※) 平成 年 月 日 17 死亡年月日(※) 平成 年 月 日	18 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路（確定・推定） 1 食事・飛沫感染（感染源の種類・状況： 2 緩口感染（飲食物の種類・状況： 3 接触感染（接触した人・物の種類・状況： 4 寄生物・蚊・虱虫等からの感染（寄生物・蚊・虱虫等の種類・状況： 5 鈎端の媒介などの摄入による感染（摄入物の種類・状況： 6 血液・血液製剤（献血・血液制剂の種類・使用年月・状況： 7 その他（ ②感染地域（確定・推定） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 詳細地図（ ） この欄出は診断後直ちに行つてください	19 その他感染症の主な症の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
------------------	--	--	--	---	---

(1, 3, 11, 12, 18欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13から17欄は年齢・年月日を記入すること。
(※)欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
11, 12欄は、該当するものすべてを記載すること。)

別記様式 2-5 中東呼吸器症候群 (MERS)

(新規)

別記様式 2-5

中東呼吸器症候群 (MERS) 発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

		報告年月日 平成 年 月 日					
医師の氏名		印 (署名又は記名押印のこと)					
医療する病院・診療所の名前 上記病院・診療所の所在地(※)							
電話番号(※) (※病院・診療所に医療していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)							
1 診断（検査）した者（死体）の概要							
・患者（確定例）・無症状潜伏期患者・潜伏症死亡者の死体・潜伏症死亡無い者の死体							
2 患者氏名		3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢(年月日)	6 当該者職業		
男・女		年 月 日	歳（　か月）				
7 患者住所 電話（　）－							
8 患者所在地 電話（　）－							
9 保護者氏名		10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入)				電話（　）－	
11 症 状	11. 先発・吸・咳以外の急性呼吸器症状・下痢・重篤な肺炎・多臓器不全・急性呼吸器症候群 ・その他（　） ・なし						
	12. 分離・同定による病原体の検出 液体（鼻咽拭引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、喀痰、気道吸引液、肺膿洗浄液、創換材料、その他：　） ・液体から直接PCR法による病原体の遺伝子の検出 液体（鼻咽拭引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、喀痰、気道吸引液、肺膿洗浄液、創換材料、その他：　）						
13 診 断 方 法	13. 初診年月日 平成 年 月 日 14. 診断（確定（※））年月日 平成 年 月 日 15. 感染したと推定される年月日 平成 年 月 日 16. 発病年月日（※） 平成 年 月 日 17. 死亡年月日（※） 平成 年 月 日						
	18. 感染原因・感染経路・感染地図 ①感染原因・感染経路（確定・推定） 1. 対人・飛沫感染（感染源の種類・状況：　） 2. 接触感染（接触した人・物の種類・状況：　） 3. ヒトコプラクダその他の動物からの感染 (動物の種類・状況：　) 4. その他（　） ②感染地域（確定・推定） 1. 日本国内（　都道府県　市町村） 2. 国外（　国　詳細説明　）						
19. その他感染症のまん延の防止及び患者の医療のため に医療が必要と認める事項							

(1, 3, 11, 12及び18欄においては該当する番号等を○で囲み、4, 5及び13から17までの欄においては年齢又は年月日を記入すること。

(※)欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
11及び12欄においては、該当するもの全てを記載すること。)

この届出は診断後直ちに行つてください

別記様式2-6 鳥インフルエンザ（H5N1）

別記様式2-6

鳥インフルエンザ（H5N1）発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

医師の氏名	報告年月日 平成 年 月 日 印
(署名又は記名押印のこと)	
発表する病院・診療所の名前 上記病院・診療所の所在地(※) 電話番号(※) () -	
(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)	

1 診断（検査）した者（死体）の欄	
・患者（確定例）・無症状健体保有者・罹症患者・感染症死亡者の死体・感染症死亡疑い者の死体	
2 症状者氏名	3 性別 4 生年月日 5 診断時の年齢の歳(月) 6 当該者職業
	男・女 年 月 日 歳()か月
7 症状者住所	電話() -
8 症状者所在地	電話() -
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入) 電話() -

11 症状 状 態	・発熱・咳・嘔吐以外の急性呼吸器症状・下痢 ・重篤な肺炎・多臓器不全 ・その他() ・なし	18 感染原因・感染経路・感染地図 ①感染原因・感染経路（確定・推定） 1 初回・飛沫接感染（感染源の種類・状況： ） 2 接触感染（接触した人・物の種類・状況： ） 3 鳥（鶏、あるいは、七面鳥、うずら等）からの感染（鳥の種類・状況： ） 4 その他() ②感染地域（確定・推定） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 詳細地域： ）	
	12 診 所 方 法		・分離・同定による病原体の検出 検体() HN型: H5N1
			・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体() HN型: H5 N型: ()
13 初診年月日	平成 年 月 日	19 その他の感染症のまん延の防止及び症狀者の医療のため に医療が必要と認める事項	
14 診断（確定例）年月日	平成 年 月 日		
15 感染したと推定される年月日	平成 年 月 日		
16 先発年月日（※）	平成 年 月 日		
17 死亡年月日（※）	平成 年 月 日		

(1, 3, 11, 12, 18欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13から17欄は年齢・年月日を記入すること。
(※)欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
11, 12欄は、該当するものすべてを記載すること。)

別記様式2-5 鳥インフルエンザ（H5N1）

別記様式2-5

鳥インフルエンザ（H5N1）発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

医師の氏名	報告年月日 平成 年 月 日 印
(署名又は記名押印のこと)	
発表する病院・診療所の名前 上記病院・診療所の所在地(※) 電話番号(※) () -	
(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)	

1 診断（検査）した者（死体）の欄	
・患者（確定例）・無症状健体保有者・罹症患者・感染症死亡者の死体・感染症死亡疑い者の死体	
2 症状者氏名	3 性別 4 生年月日 5 診断時の年齢の歳(月) 6 当該者職業
	男・女 年 月 日 歳()か月
7 症状者住所	電話() -
8 症状者所在地	電話() -
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入) 電話() -

11 症状 状 態	・発熱・咳・嘔吐以外の急性呼吸器症状・下痢 ・重篤な肺炎・多臓器不全 ・その他() ・なし	18 感染原因・感染経路・感染地図 ①感染原因・感染経路（確定・推定） 1 初回・飛沫接感染（感染源の種類・状況： ） 2 接触感染（接触した人・物の種類・状況： ） 3 鳥（鶏、あるいは、七面鳥、うずら等）からの感染（鳥の種類・状況： ） 4 その他() ②感染地域（確定・推定） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 詳細地域： ）	
	12 診 所 方 法		・分離・同定による病原体の検出 検体() HN型: H5N1
			・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体() HN型: H5 N型: ()
13 初診年月日	平成 年 月 日	19 その他の感染症のまん延の防止及び症狀者の医療のため に医療が必要と認める事項	
14 診断（確定例）年月日	平成 年 月 日		
15 感染したと推定される年月日	平成 年 月 日		
16 先発年月日（※）	平成 年 月 日		
17 死亡年月日（※）	平成 年 月 日		

(1, 3, 11, 12, 18欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13から17欄は年齢・年月日を記入すること。
(※)欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
11, 12欄は、該当するものすべてを記載すること。)

別記様式 2-7 鳥インフルエンザ (H7N9)

別記様式 2-7

鳥インフルエンザ (H7N9) 発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

		報告年月日 平成 年 月 日
医師の氏名		印 (署名又は記名押印のこと)
受診する病院・診療所の名前 上記病院・診療所の所在地(※)		
電話番号(※) () -		(※病院・診療所に從事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)
1 診断(検査)した者(死体)の欄		
・患者(確定例)・無症状潜伏保有者・疑似症患者・感染症死亡者の死体・感染症死亡疑い者の死体		
2 症状者氏名		
3 性別	4 生年月日	5 年齢時の年齢の記入欄
男・女	年 月 日	歳(か月)
7 症状者住所		
電話() -		
8 症状者所在地		
電話() -		
9 保健官氏名		
10 保健官住所 (9、10は患者が未就学の場合のみ記入)		
電話() -		
11 感染原因		
・発熱・嘔・嘔以外の急性呼吸器症状・下痢 ・重篤な肺炎・多臓器不全・急性呼吸器疾患死因 ・既往 ・その他() ・なし		
12 診断方法		
・分離・同定による病原体の検出 検体() HN型:H7N9		
・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体() HN型:H7 N型:()		
13 初診年月日 平成 年 月 日		
14 診断(検査)(※) 年月日 平成 年 月 日		
15 感染したと推定される年月日 平成 年 月 日		
16 先病年月日(※) 平成 年 月 日		
17 死亡年月日(※) 平成 年 月 日		
18 感染原因・感染経路・感染地域		
(1)感染原因・感染経路(確定・推定) 1 飛沫・飛沫核感染(感染源の種類・状況:) 2 接触感染(接触した人・物の種類・状況:) 3 鳥(鳴、あひる、鳩等)又はその他の動物からの感染(鳥や動物の種類・状況:) 4 その他()		
(2)感染地域(確定・推定) 1 日本国内(都道府県 市区町村) 2 国外(国 詳細地域)		
19 その他の感染症の蔓延の防止及び症狀者の隔離のため に臨時に必要となる事項		

(1, 3, 11, 12, 18欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13から17欄は年齢、年月日を記入すること。)

(※)欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。

11, 12欄は、該当するものすべてを記載すること。)

(新規)

この届出は診断後直ちに行なってください

別記様式 3 (略)

別記様式 3 (略)

別記様式 4-22～4-43 (略)

別記様式 5 (略)

別記様式 4-22～4-43 (略)

別記様式 5 (略)

(削除)

別記様式 6-1 中東呼吸器症候群（MERS）

別記様式 6-1

中東呼吸器症候群（MERS）発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 印
(署名又は記名押印のこと)

登録する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地(※)

電話番号(※) () -

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1. 診断(検査)した者(死体)の概要					
・患者(確定例)・擬似感染者・感染者死亡者の死体・感染者死亡しない者の死体					
2. 患者氏名	3. 性別	4. 生年月日	5. 診断時の年齢(歳又は月)	6. 当該者既婚	
	男・女	年 月 日	歳(か月)		
7. 患者住所	電話() -				
8. 患者所在地	電話() -				
9. 保護者氏名	10. 保護者住所	(9, 10は患者が未成年の場合のみ記入)			
		電話() -			

11 症 状	・気絶・嘔・嘔以外の急性呼吸器症状・下痢 ・重症な肺炎・多臓器不全・急性呼吸器炎症候群 ・その他() ・なし	12 診 断 方 法	・検体から直接のPCR法による病原体の検出 ・検体(鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、喉嚨、気道吸引液、肺膿洗浄液、創換材料、その他) ・分離・同定による病原体の検出 ・検体(鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、喉嚨、気道吸引液、肺膿洗浄液、創換材料、その他)	13 初 診 年 月 日	平成 年 月 日	14 診 断 (確定) 年 月 日	平成 年 月 日	15 感 染 し た と 推 定 さ れ る 年 月 日	平成 年 月 日	16 死 病 年 月 日 (※)	平成 年 月 日	17 死 亡 年 月 日 (※)	平成 年 月 日	18 感 染 因 素 ・感 染 地 域 ・感 染 時 間 ・感 染 途 経 ・感 染 状 況 ①感 染 因 素 ・感 染 地 域 ・感 染 時 間 ・感 染 途 経 ・感 染 状 況 ②感 染 地 域 ・感 染 時 間 ・感 染 途 経 ・感 染 状 況 ③ヒトコブラクガその他の動物からの感染 (動物の種類・状況:) ④その他()	19 その他の感染症のまん延の防止及び患者の医療のため に留意が必要と認める事項
	13 初 診 年 月 日	平成 年 月 日	14 診 断 (確定) 年 月 日	平成 年 月 日	15 感 染 し た と 推 定 さ れ る 年 月 日	平成 年 月 日	16 死 病 年 月 日 (※)	平成 年 月 日	17 死 亡 年 月 日 (※)	平成 年 月 日	18 感 染 因 素 ・感 染 地 域 ・感 染 時 間 ・感 染 途 経 ・感 染 状 況 ①感 染 因 素 ・感 染 地 域 ・感 染 時 間 ・感 染 途 経 ・感 染 状 況 ②感 染 地 域 ・感 染 時 間 ・感 染 途 経 ・感 染 状 況 ③ヒトコブラクガその他の動物からの感染 (動物の種類・状況:) ④その他()	19 その他の感染症のまん延の防止及び患者の医療のため に留意が必要と認める事項			

この届出は診断後直ちに行なってください

(1, 3, 11, 12 および 18 項においては該当する番号等を○で囲み、4, 5 および 13 から 17 までの欄においては年齢又は年月日を記入すること。)

(※欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。
11 及び 12 欄においては、該当するもの全てを記載すること。)

(削除)

別記様式 6-2 烏インフルエンザ (H7N9)

別記様式 6-2

鳥インフルエンザ (H7N9) 発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日
届け出の氏名 印

（署名又は記名押印のこと）

診療する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地（※）

電話番号（※） () -

（※病院・診療所に從事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検査）した者（死体）の概要

・患者（確定例）・無症状健常者・疑似症患者・感染症死亡者の死体・感染症死亡疑い者の死体

2 患者氏名 3 性別 4 生年月日 5 診断時の年齢（歳月） 6 当該者職業

男・女 年 月 日 歳（　か月）

7 患者住所 電話（　） -

8 患者所在地 電話（　） -

9 患者氏名 10 保健所住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入)

電話（　） -

11 感染原因・感染経路・感染地図

①感染原因・感染経路（確定・推定）

1 飛沫・飛沫核感染（飛沫核の種類・状況：　）

2 接触感染（接觸した人・物の種類・状況：　）

3 鳥（鶏、アヒル、鳩等）又はその他の動物からの感染（鳥や動物の種類・状況：　）

4 その他（　）

②感染地図（確定・推定）

1 日本国内（　都道府県　市区町村）

2 国外（　国　詳細地域　）

13 初診年月日 平成 年 月 日

14 診断（確定例）年月日 平成 年 月 日

15 感染したと推定される年月日 平成 年 月 日

16 先発年月日（※） 平成 年 月 日

17 死亡年月日（※） 平成 年 月 日

18 その他感染症のまん延の防止及び患者の医療のための取扱いを記載する事項

（1. 3. 11. 12. 18欄は該当する番号等を○で囲み、4. 5. 13から17欄は年齢・年月日を記入すること。）

（※欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。（*）欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。）

11. 12欄は、該当するものすべてを記載すること。

この届出は診断後直ちに行つてください

別記様式 7 (略)

別記様式 7 (略)

